

第31回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和8年1月8日(木)

午前8時55分～午前10時14分

2. 場 所 遠賀町中央公民館 2階 工作室

第31回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和8年1月8日（木）午前8時55分～午前10時14分

2. 場所 遠賀町中央公民館 2階 工作室

3. 出席委員（15名）

議長	1番	三原	高志
副議長	2番	安藤	敏生
委員	3番	石井	佐千生
委員	4番	林	長輝
委員	5番	原田	利春
委員	6番	加藤	陽一郎
委員	7番	米田	かおる
委員	8番	一田	孝雄（欠席）

委員	1番	秦	公美
委員	2番	白石	元弘
委員	3番	白木	敏明
委員	4番	松井	悟
委員	5番	矢野	英昭
委員	6番	吉田	茂三
委員	7番	高崎	洋介

4. 1月の農業相談委員

6番 加藤 陽一郎 委員

8番 一田 孝雄 委員

5. 議事日程

（1）付議案件

① 農地法第3条の規定による許可申請について

（● ● ● ●）

② 農地法第3条の規定による許可申請について

（● ● ● ● ●）

- ③ 農地法第5条の規定による許可申請について
(●●●●)
- ④ 農地法第5条の規定による許可申請について
(株式会社●●●●)
- ⑤ 農用地利用集積計画の承認について

(2) 報告案件

- ① 尾倉・千代丸地区基盤整備工事（尾倉工区）について
- ② 農地法第18条第6項の規定による通知について

(3) その他の案件

- ① 福岡県農業委員会研修大会について
- ② 農業会議中間・遠賀地区研修会について
- ③ 参考賃借料と賃借料情報について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	濱田 美孝
事務局職員	瓜生 哲朗
事務局職員	藤本 慎央

開 会 8時 55分

議長 それでは始めたいと思います。本日の出席委員は農業委員8名中7名、推進委員7名中7名の出席、一田委員から欠席の連絡がございます。

農業委員の過半数の出席があり、総会が成立しています。
よって、ただいまより第31回遠賀町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは次第の2、本日の農業相談員は6番加藤陽一郎委員、8番一田孝雄委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。

議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は農地法第3条の規定による許可申請2件、農地法第5条の規定による許可申請2件、農用地利用集積計画の承認について1件となっています。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 なお本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の瓜生を指名します。

議長 では、現地調査を伴う案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案書の1ページをお開きください。付議案件①農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。
譲受人が松の本にお住まいの●●●さん、譲渡人が北九州市にお住まいの●●●●さんです。
申請地が3ページの字図にありますように大字別府字上牟田2412番と2414番の2筆で、地目はどちらも田、面積は合計1,973m²です。
農地区域が農業振興地域内農用地で、申請理由は贈与のためとなっております。譲受人の耕作面積は7,785m²で、今回の申請農地は譲受人である●●さんの譲渡人かつ姉である●●さんが所有する農地で、譲渡人は農業に携わっていないため、管理・耕作を含め贈与するものであり、特段問題はないものと思われます。

続きまして、議案書の4ページをお開きください。
付議案件②農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が北九州市にお住まいの●●●●さん、譲渡人が東京都にお住まいの●●●●●さんです。
申請地が6ページの字図にありますように大字鬼津字小鳥掛3505番 外1筆の計2筆で、地目はどちらも畠、合計面積は961m²です。

農地区域が農業振興地域内農用地で、申請理由が贈与のためとなっております。譲受人の耕作面積は6,769m²で、今回の申請農地は譲受人である●●さんの譲渡人かつ親戚である●●

さんが所有する農地で、譲渡人は農業に携わっておらず、遠方に住んでいるため、管理・耕作を含め贈与するものであり、特段問題はないものと思われます。

続きまして、議案書の7ページをお開きください。付議案件③農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が木守に事業所を置く●●●●さん、譲渡人が北九州市にお住まいの●●●●●さんです。

申請地が9ページの字図にありますように大字木守字村下1462番で、地目は田、面積は284m²です。

農地区域が農業振興地域外で、土地の用途区分は第一種住居地域の第3種農地となっております。

申請理由は駐車場となっております。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については、生産組合長さんの無条件承諾となっております。

10ページが事業計画書です。

事業の種類は土木建設業で、申請者の事業目的は駐車場です。施工計画は令和8年2月から着工し、令和8年4月に供用開始となる見込みです。

駐車場にはユンボ等の作業用建設機材を5台、普通車を2台駐車し、利用する計画です。

11ページが被害防除計画書です。

雨水の排水は自然流下、汚水・生活雑排水は該当なしとなっております。

用地造成に伴う被害防除としては「南東側にL型擁壁を設置する」となっております。

12ページが現況平面図です。

北、西、南側は申請者所有の宅地及び雑種地、東側は公衆用道路と面しています。

13ページが土地利用計画図および排水計画図です。

申請地東側の公衆用道路に接する面にL型擁壁を設置し、他の面は既設のフェンスを撤去し、隣接の所有地と一体的に利用できるよう施工する計画です。また、申請地内は碎石敷きを行います。東側のL型擁壁設置の箇所のみ盛土を行います。

14ページが縦横断図です。

土地利用計画図および排水計画図でもお示ししたとおり、東側の L 型擁壁設置箇所のみ盛土を行い、申請地内は碎石敷きを行います。

15 ページが関係者説明に関する調査票です。

今回隣接する農地はありません。

なお、この申請地については、平成 5 年 12 月に自己住宅の建築で一度 5 条許可が下りていた土地になります。しかしながら、資金不足により住宅の建築ができず、所有権の移転のみがされていたもので、転用目的どおりの施工が当時できていなかったため、本申請に併せて農地転用計画変更承認確認申請書も提出されていますので、申し添えておきます。

次の付議案件④ですが、こちらについては建売住宅で申請がされていたものになりますが、宅建法等の兼ね合いで申請者の方と話をして、議案からは取り下げるということで昨日の夕方整理をしましたので、今回の議案からは外させていただきたいと思います。

続きまして、議案書の 38 ページをお開きください。報告案件①尾倉・千代丸地区基盤整備工事（尾倉工区）についてでございます。

こちらについては、基盤整備工事中の尾倉地区にポンプ室の建設および調整池の整備をするものです。対象地番は大字上別府字尾倉下 266 番の一部および字尾倉下 267 番となっています。工期は令和 7 年 10 月より令和 8 年 10 月末までとなっています。基盤整備事業のうちの工事ということで、届出も不要な案件ではありますが、建設課より情報提供がありましたので皆様へもご報告という形でお知らせさせていただきます。

以上が現地調査を伴う案件の説明です。

議長

最初に今日の付議案件を紹介しましたが、5 条申請については 1 件ということになります。

それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休憩 9時 06分

— 現地調査後 —

再開 10時 06分

- 議長 それでは再開します。
付議案件①を議題に供します。
地区担当の加藤陽一郎委員及び吉田茂三委員から報告をお願いします。
- 農業委員
(6番) 現地を見ていただいたとおり特に問題はないと思われますので、
ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
- 推進委員
(6番) 同じく問題ないと思われます。よろしくお願ひいたします。
- 議長 ありがとうございました。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。
- 【ありません。】の声
- 議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件①農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。
- 【挙手の人数を確認】
- 議長 賛成6名で付議案件①は承認されました。
続きまして、付議案件②を議題に供します。
まず地区担当の私から報告します。続いて秦公美委員から報告します。
- 農業委員
(1番) 本案件については身内への贈与ということで、実際に今までこの農地を耕作しておりましたので、今回の贈与については問題な

いと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

推進委員
(1番) 問題ないと思われますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件②農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成6名で付議案件②は承認されました。

続きまして、付議案件③を議題に供します。
地区担当の石井佐千生委員及び白木敏明委員から報告をお願いします。

農業委員
(3番) 現地を見ていただいたとおり周囲に農地もなく、特に問題はないと思われますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

推進委員
(3番) 本案件は敷地を拡張し一体利用のためということで、特に問題ないと思われますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件③農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成 6 名で付議案件③は承認されました。
続きまして、付議案件⑤を議題に供します。

事務局 議案書の 31 ページをご覧ください。
付議案件⑤農用地利用集積計画の承認についてでございます。
全 120 筆、面積は 119,451 m² です。
農地利用円滑化事業および農地中間管理事業の更新、また受け手の変更等による利用集積計画となっております。

議長 本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件⑤農用地利用集積計画の承認について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成 6 名で付議案件⑤は承認されました。

議長 それでは報告案件について事務局より報告をお願いします。

事務局 報告案件①尾倉・千代丸地区基盤整備工事（尾倉工区）についてですが、先ほどご説明したとおり、基盤整備事業の一環であるため問題ないと考えます。
続きまして、議案書の 39 ページをお開きください。
報告案件②農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてでございます。
利用権の合意解約ですが、解約 17 筆、面積は 6,073 m² となっております。
解約後は新たな耕作者と中間管理契約で利用権を設定するもので、今回の付議案件⑤農用地利用集積計画の承認に含まれてい

ます。

議長 報告案件について、質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

議長 無いようですのでその他の案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 ①福岡県農業委員会研修大会について説明。
②農業会議中間・遠賀地区研修会について説明。
③参考賃借料と賃借料情報について説明。
その他の案件については以上です。

議長 それではその他の案件について何かございませんでしょうか。

【ありません。】の声

議長 皆さんの方から他に何か意見などありませんか。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、以上をもって、第31回遠賀町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 10時 14分